

第三者委員会の調査報告書を受けた対応について

経過等

- ・平成30年1月、当時中学校1年生の生徒の自死事案が発生。
- ・同年5月に第三者委員会が設置され、令和2年3月に調査報告書が提出、「心理的苦痛を惹起すべき事情が自死の要因となっていることが認められ、これら事情と自死との間の因果関係（法的な相当因果関係の意ではない）が認められる。」とされた。

指摘事項を踏まえた検証結果

- (1) 「大阪市いじめ対策基本方針」に対する理解が不十分。いじめに対する認識も統一されていなかった。
- (2) いじめを早期発見する組織的な機能が十分に働いていなかった。
- (3) 事案発生後の組織的対応が不十分であった。
- (4) 遺族(保護者)に寄り添った対応の視点が弱く、遺族の要望等を最大限尊重できなかった。



教育委員会の具体的な取組

- (1) 指導部長訓示動画を全教職員で視聴。
- (2) 「大阪市いじめ対策基本方針」の内容理解のe-ラーニング研修の実施。
- (3) 全校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を再確認。
- (4) 検証結果に基づく対応ポイントを全校周知。

「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底

第三者委員会の常設化について

課題

- ・ 事案把握のために重要な事案発生直後の調査（初動調査）が、専門性を持った調査となっていない。
- ・ 現在の第三者委員会は、事案発生後に部会の立ち上げ、委員の人選等を行うので、調査開始までに時間を要する。（2か月～1年2か月）

➡ 第三者委員会の調査審議が長期化（10か月～2年）する一因となる。

第三者委員会の常設化

委員は弁護士6名、臨床心理士3名、教育専門家3名程度

第三者委員会を常設化する効果

- ・ あらかじめ委員を委嘱することで、人選・委嘱の時間を省略でき、専門性を持った第三者による初動調査が可能。
 - ※対象事案が判明すれば、当該事案を担当する委員を指定し初動調査を開始する。
 - ※初動調査後、保護者の意向を確認の上、詳細調査の必要がある場合は調査を継続する。

➡ 事案発生後の速やかな調査により、当該児童生徒、保護者へ寄り添った対応、トラブルの発生防止につなげる。

第三者委員会の事務局を新設

- 教育委員会事務局におけるいじめ対応の強化を目的とし、新たに設置する。
- 早期対応の取組として、長期化が見込まれる事案や重大事態に発展する可能性がある事案については、初期段階から弁護士等の専門家を派遣し、対応に向けた助言を行う。
 - ※今後整備する学習者用端末を活用し、児童生徒から直接相談を受け付ける手法を検討
- 第三者委員会でとりまとめた再発防止策について、各校における取組状況を確認する。

いじめ重大事態事案等の対象事案発生時の対応の流れについて

